

久木野教授の不服申立に対して、太田理事長は「変更すべき理由は無い」と回答

……………今も続く大学のハラスメント(その6)

大学による違法な懲戒処分を正当化した前提で算定された教員評価、およびそれにより研究費が減額されたことに対して、久木野教授は不服の申し立てを行いました。それに対する回答が太田理事長からありました。

太田理事長の回答は、「変更すべき理由は無い」というだけです。

やはり、何も説明しようとはせず、門前払いのようです。